

第2回国と地方のシステムWG 御説明資料

(地方財政の現状に関する評価と今後の方向性)

平成29年3月6日
総務省提出資料

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

地方財政計画(通常収支分)の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

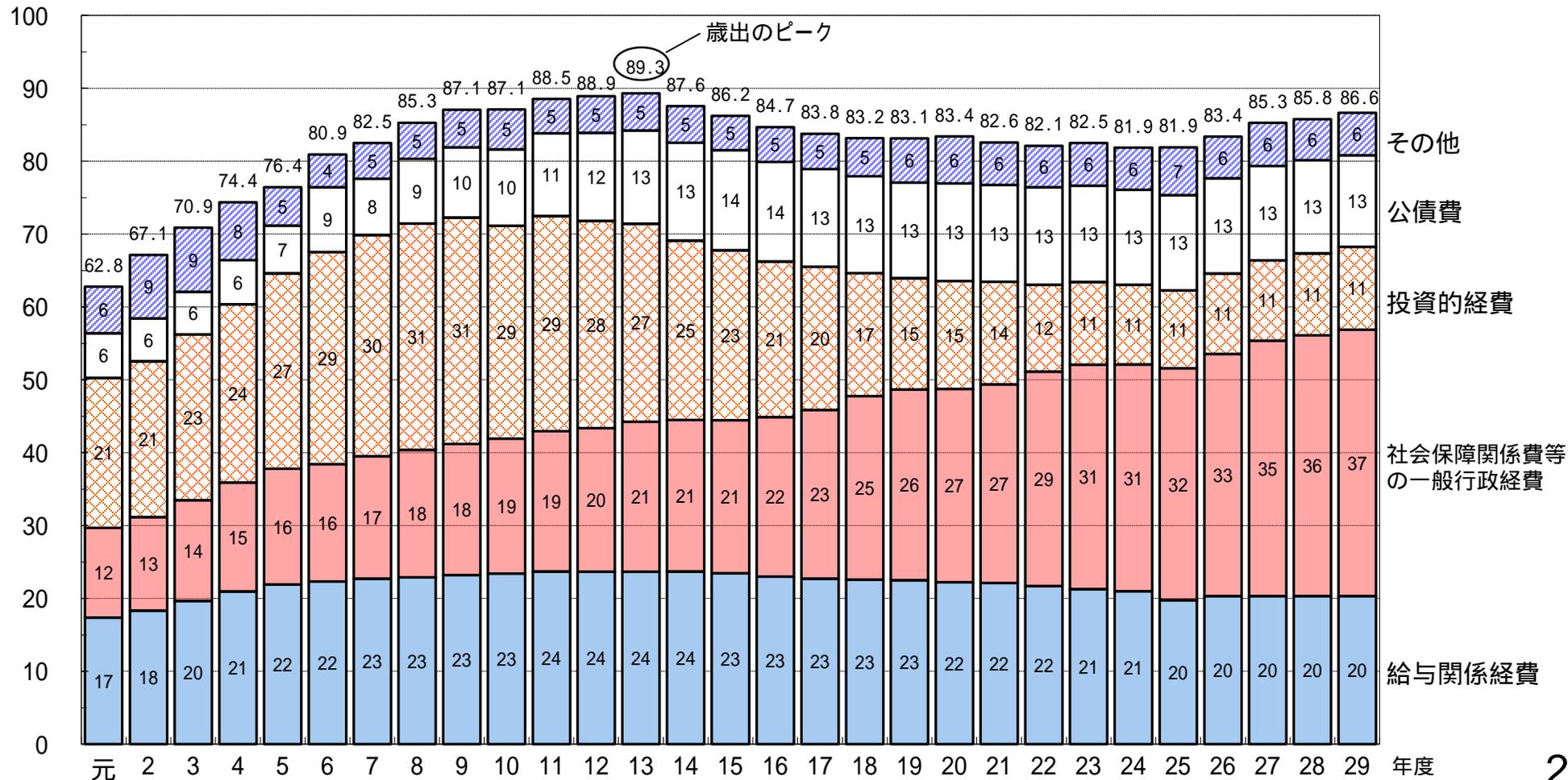
地方財政計画(平成29年度)【86兆6,198億円】 (単位:億円)

		国 費	地方 費	注 釈
給与関係経費	補 助	15,521	41,160	小中学校教職員等 地方警察官 21,341 消防職員 12,217 高校教職員 17,003
	地方単独		50,561	
203,209			95,967	ケースワーカー、 公立保育所保育士等の福祉関係職員 等
一般行政経費	補 助	88,596	109,213	生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、 後期高齢者医療、障害者自立支援 等
	地方単独		138,520	
	365,590	国の事業団等への出資金等	1,693	一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応
		国保・後期高齢者		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、道路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など </div>
		まち・ひと・しごと創生事業費		
		重点課題対応分		
		地域経済基盤強化・雇用等対策費		都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度(保険料軽減分)、 国保財政安定化支援事業
直轄事業負担金	直轄・補助(公共事業等)	5,590		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校など </div>
	投資的経費	26,373	25,310	
4.9%	113,570		56,297	
補助	公債費			(注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、 道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や 補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する 事業も含まれる。
	125,902			
補助	公営企業操出金	15,863		上下水道、病院(高度医療等)等
	25,256	企業債の元利償還に係るもの	9,393	
45.5%				
補助	その他			
	30,721			
49.6%				

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。

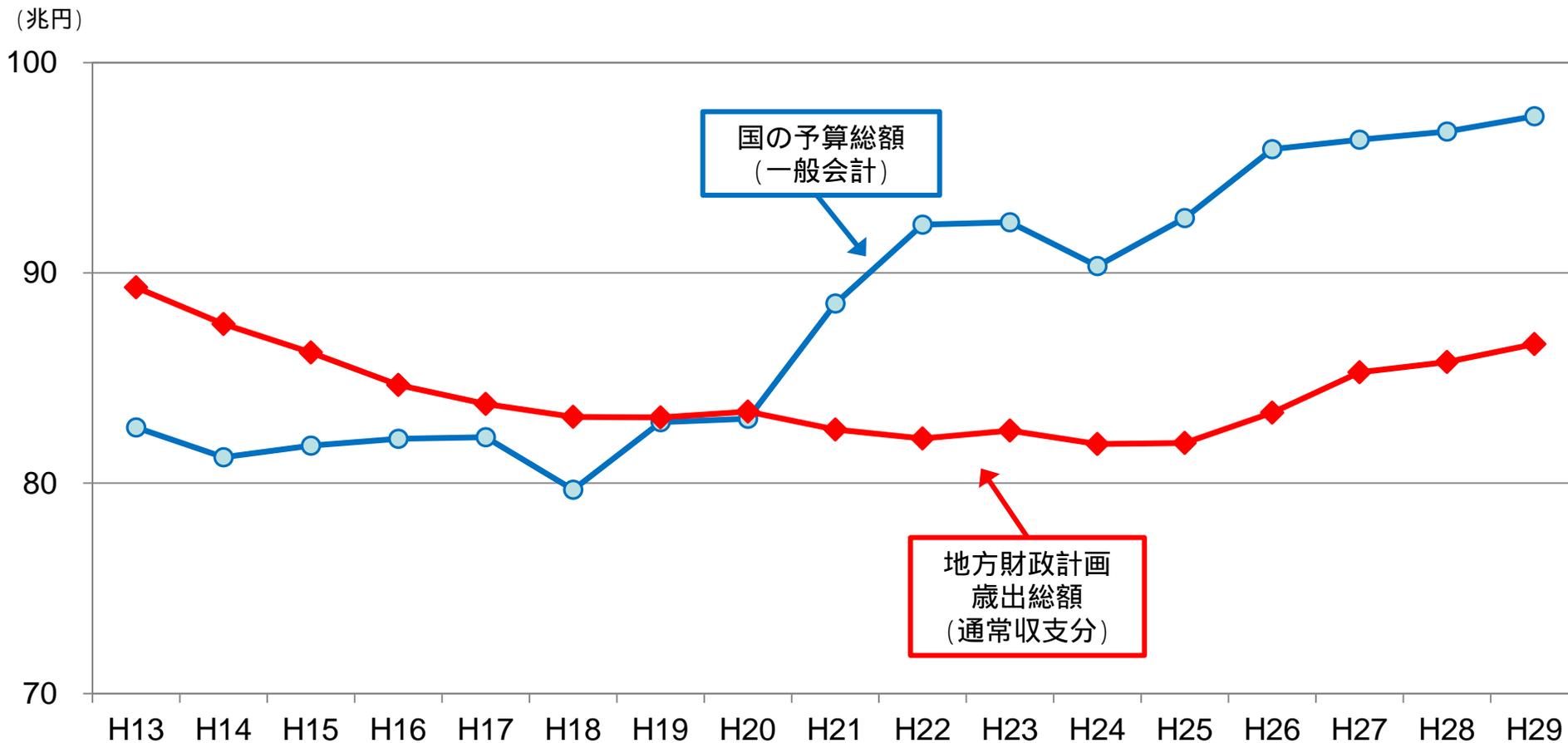
(兆円)



国の予算総額と地方財政計画歳出総額の推移

国の予算総額は、近年、社会保障関係費の増などにより増加傾向。一方、地方財政計画の歳出総額は、国の法令や制度に基づく社会保障関係費等の一般行政経費の増を給与関係経費や投資的経費の減で吸収しており、ピーク時(H13:89.3兆円)から減少(H29:86.6兆円)。

国と地方を通じた財政健全化のためには、地方財政計画の歳出の大部分が、補助・地方単独ともに、国の法令や制度等に基づく経費であることから、まずは、国の法令や制度、補助金等の見直しを行うことが必要。

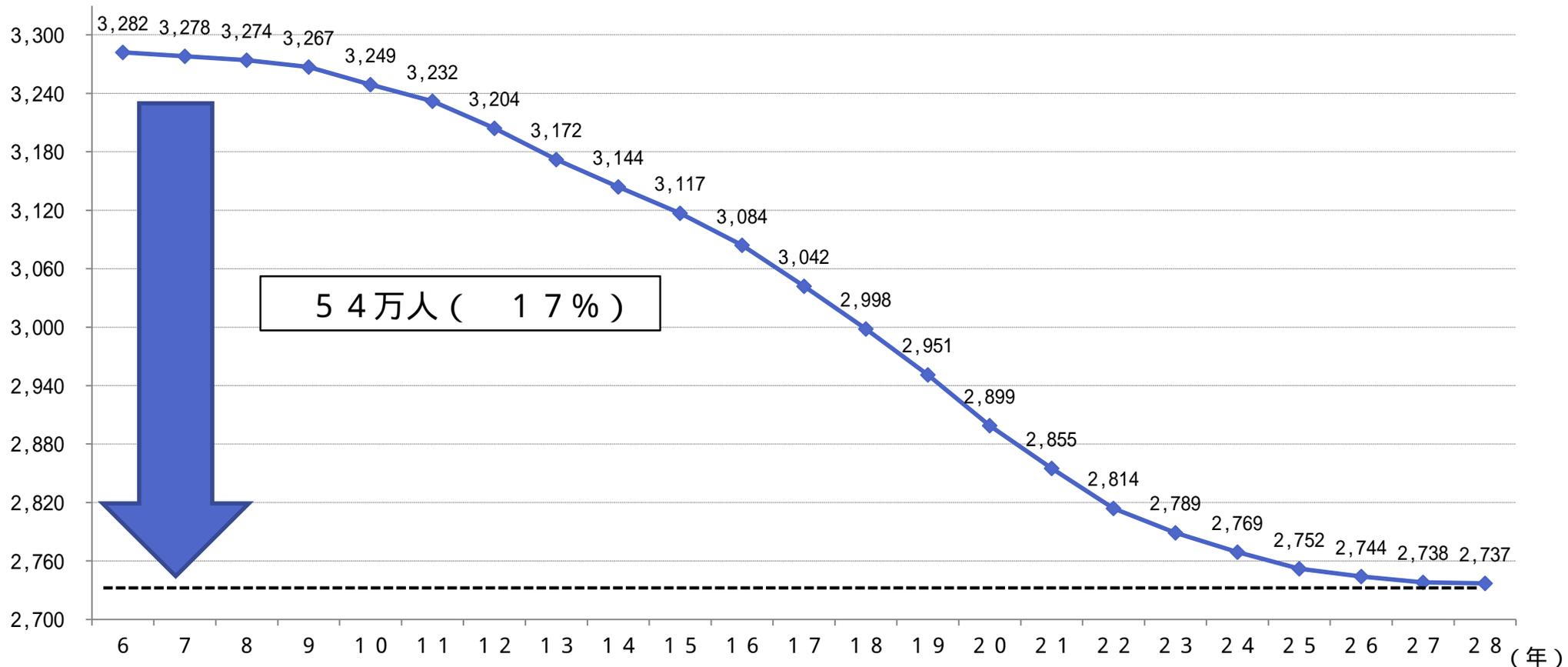


地方公務員の総職員数の推移

平成28年の総職員数は、約274万人。
平成6年をピークとして22年連続して減少。対平成6年比で約54万人（17%）
近年、職員数の減少率は鈍化傾向。

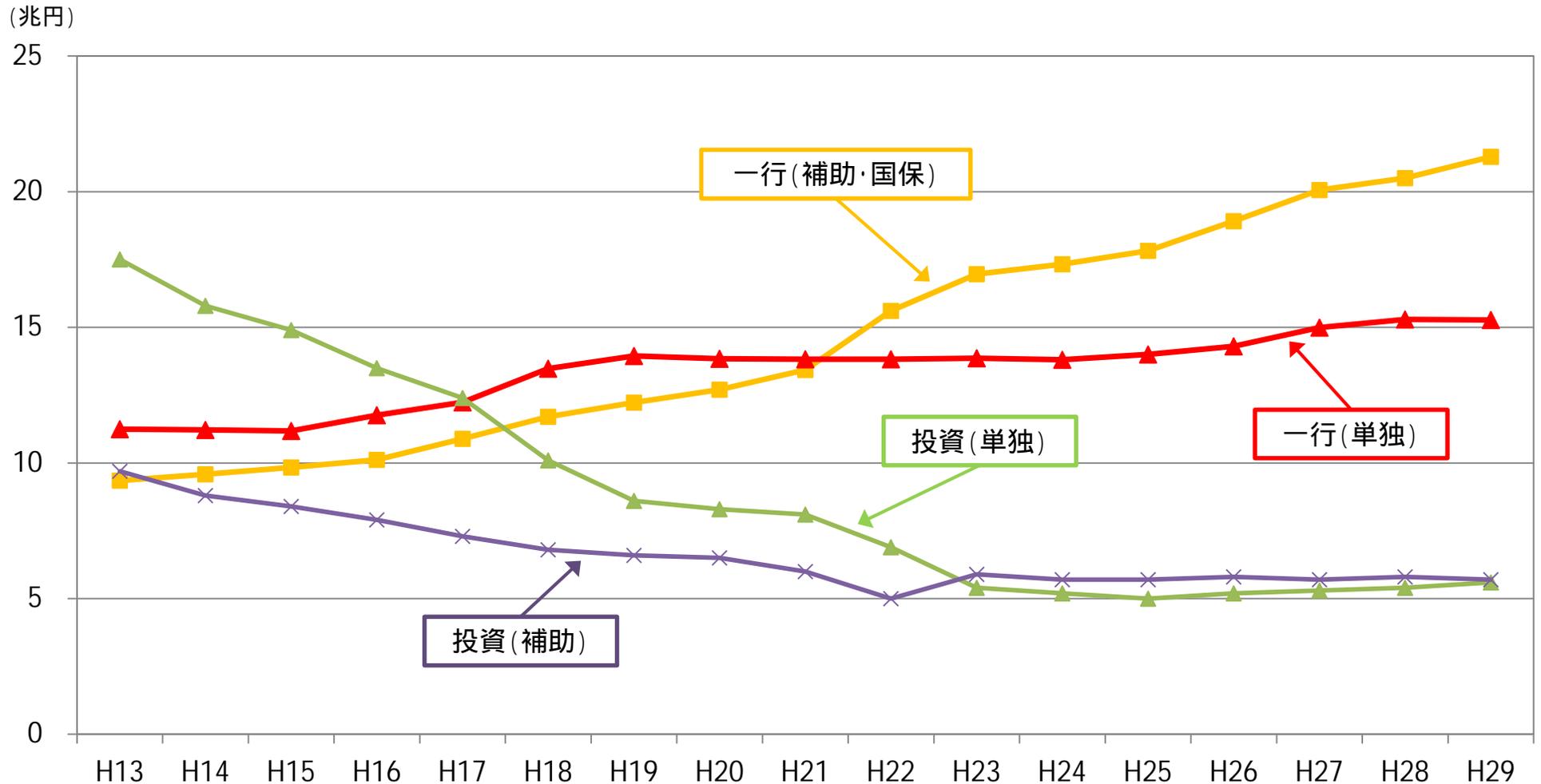
(単位：千人)

地方公共団体の総職員数の推移（平成6年～平成28年）

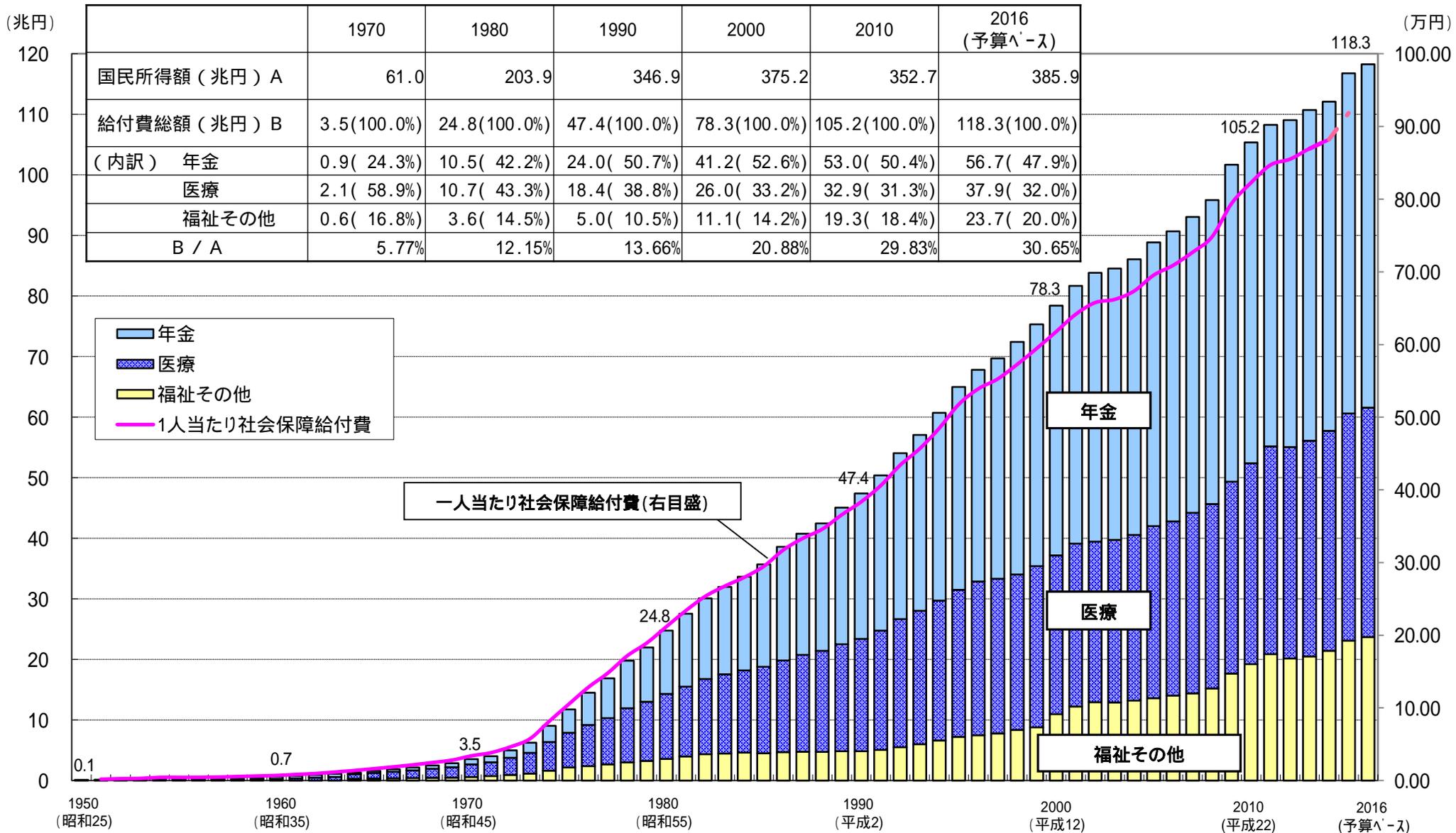


一般行政経費・投資的経費の推移

近年、一般行政経費(単独)はほぼ横ばいであるが、一般行政経費(補助)は国の予算に伴い増加。
投資的経費(補助)はピーク時(H9:11.0兆円)から約1/2(H29:5.7兆円)に、投資的経費(単独)は
ピーク時(H8:20.1兆円)から約1/4(H28:5.6兆円)に減少。



社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成26年度社会保障費用統計」、2015年度、2016年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2016年度の国民所得額は「平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成28年1月22日閣議決定)」

(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2016年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

地方向け補助金等の全体像

(平成14年度)

20.4兆円

社会 保 障 10.5	文 教・科学振興 3.4	公 共 事 業 5.4	その他 1.1
----------------	-----------------	----------------	------------

(平成26年度)

24.7兆円

一般会計 21.4兆円
特別会計 3.3兆円

社会 保 障 17.4							文 教・科学振興 2.2	公 共 事 業 2.7	復 興 特 会 1.5	東日本大震災復興交付金0.4
高 齢 者 医 療 5.3	生 活 保 護 2.9	介 護 保 険 2.4	市 町 村 国 保 2.3	児 童 手 当 1.4	障 害 者 支 援 1.3	保 育 所 運 営 費 等 0.7	義 務 教 育 0.4 1.5 高校無償化	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 等 2.1	そ の 他 1.0	

(平成27年度)

25.7兆円

一般会計 22.2兆円
特別会計 3.5兆円

社会 保 障 18.1							文 教・科学振興 2.2	公 共 事 業 2.8	復 興 特 会 1.5	東日本大震災復興交付金0.3
高 齢 者 医 療 5.5	生 活 保 護 2.9	介 護 保 険 2.5	市 町 村 国 保 2.5	子 ども・子 育 て 支 援 2.2	障 害 者 支 援 1.3		義 務 教 育 0.4 1.5 高校無償化	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 等 2.1	そ の 他 1.0	

(平成28年度)

25.7兆円

一般会計 22.5兆円
特別会計 3.2兆円

社会 保 障 18.4							文 教・科学振興 2.2	公 共 事 業 2.8	復 興 特 会 1.3	東日本大震災復興交付金0.1
高 齢 者 医 療 5.5	生 活 保 護 2.9	介 護 保 険 2.5	市 町 村 国 保 2.5	子 ども・子 育 て 支 援 2.3	障 害 者 支 援 1.4		義 務 教 育 0.4 1.5 高校無償化	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 等 2.0	そ の 他 1.0	

(平成29年度)

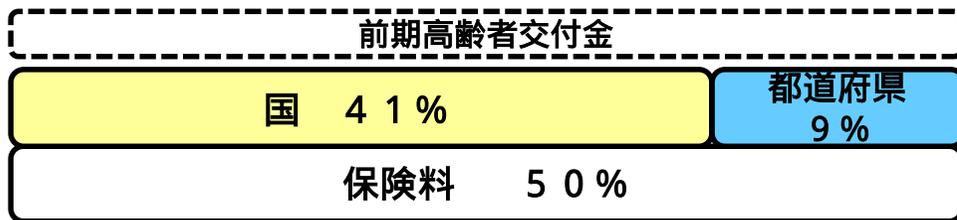
25.7兆円

一般会計 23.0兆円
特別会計 2.7兆円

社会 保 障 18.9							文 教・科学振興 2.2	公 共 事 業 2.7	復 興 特 会 0.8	東日本大震災復興交付金0.05
高 齢 者 医 療 5.6	生 活 保 護 2.9	介 護 保 険 2.6	市 町 村 国 保 2.6	子 ども・子 育 て 支 援 2.5	障 害 者 支 援 1.5		義 務 教 育 0.4 1.5 高校無償化	社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 等 1.9	そ の 他 1.0	

主な社会保障制度の財源負担のイメージ

国民健康保険制度（国民健康保険法において地方負担を規定）



低所得者への保険料軽減や高額医療費に対する公費支援等を含む。

後期高齢者医療制度（高齢者医療確保法において地方負担を規定）



低所得者への保険料軽減や高額医療費に対する公費支援を含む。

介護保険制度（介護保険法において地方負担を規定）



低所得者への保険料軽減に対する公費支援を含む。

障害者自立支援（障害者総合支援法において地方負担を規定）



生活保護（生活保護法において地方負担を規定）



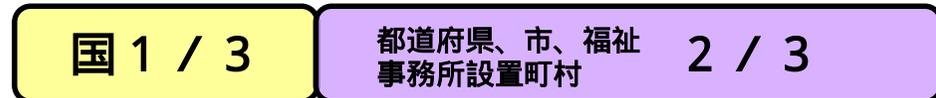
生活困窮者自立支援

（生活困窮者自立支援法において地方負担を規定）



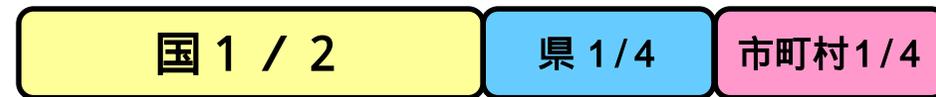
自立相談支援事業及び住居確保給付金（法定の必須事業）に係るもの。

児童扶養手当（児童扶養手当法において地方負担を規定）



保育所運営費（子ども・子育て支援法において地方負担を規定）

〔私立分〕



〔公立分〕



予防接種（定期）（予防接種法で地方負担を規定）



平成27年度国勢調査による年齢別人口の割合

区 分	割合(%)			平均年齢 (歳)
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
北海道	11.3	59.5	29.2	48.3
青森県	11.5	58.6	29.9	48.8
岩手県	12.0	57.5	30.5	48.9
宮城県	12.7	61.7	25.6	46.1
秋田県	10.6	55.9	33.5	50.9
山形県	12.2	57.1	30.7	49.0
福島県	11.3	59.6	29.1	48.2
茨城県	12.8	60.7	26.5	46.4
栃木県	13.1	61.1	25.8	46.3
群馬県	13.1	59.5	27.4	46.7
埼玉県	12.8	62.6	24.7	45.2
千葉県	12.6	61.4	26.1	46.0
東京都	11.3	65.8	22.9	45.0
神奈川県	12.7	63.3	24.0	45.0
新潟県	12.1	58.1	29.8	48.4
富山県	12.4	57.2	30.4	48.2
石川県	13.1	59.0	27.8	46.6
福井県	13.3	57.9	28.7	47.3
山梨県	12.5	59.5	28.1	47.3
長野県	13.1	57.1	29.7	47.9
岐阜県	13.3	58.8	27.9	46.6
静岡県	13.2	59.2	27.6	46.8
愛知県	14.0	62.2	23.8	44.3
三重県	13.1	59.3	27.6	46.7

区 分	割合(%)			平均年齢 (歳)
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
滋賀県	14.6	61.3	24.1	44.4
京都府	12.3	59.8	27.8	46.4
大阪府	12.6	60.9	26.5	45.9
兵庫県	13.0	60.0	27.0	46.3
奈良県	12.4	59.1	28.5	47.0
和歌山県	12.0	56.9	31.1	48.8
鳥取県	12.9	57.3	29.8	48.2
島根県	12.5	54.9	32.6	49.5
岡山県	13.2	58.2	28.6	46.8
広島県	13.2	58.9	27.9	46.7
山口県	12.3	55.7	32.0	48.9
徳島県	11.7	57.1	31.2	49.1
香川県	12.9	57.1	30.0	48.0
愛媛県	12.4	57.0	30.6	48.5
高知県	11.6	55.5	32.9	49.8
福岡県	13.3	60.5	26.2	45.9
佐賀県	14.0	58.4	27.7	46.8
長崎県	12.9	57.5	29.6	48.2
熊本県	13.4	57.8	28.7	47.5
大分県	12.7	57.2	30.2	48.1
宮崎県	13.5	57.1	29.4	47.8
鹿児島県	13.4	57.3	29.3	48.0
沖縄県	17.2	63.2	19.7	42.1
全 国	12.7	60.6	26.7	46.4

公共施設等総合管理計画の策定促進

背景

- ・ 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・ 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・ 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

「公共施設等総合管理計画」の策定 (平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請) 平成26～28年度の3年間で策定

< 公共施設等総合管理計画の内容 >

1. 所有施設等の現状

- ・ 公共施設等の現況及び将来の見通し
- ・ 総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・ 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・ 計画期間：10年以上
- ・ 全ての公共施設等を対象。情報の管理・集約部署を定める。
- ・ 現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- ・ 計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップ。今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

長期的視点に立った老朽化対策
適切な維持管理・修繕の実施
トータルコストの縮減・平準化
計画の不断の見直し・充実

まちづくり

PPP/PFIの活用
将来のまちづくりを見据えた
検討
議会・住民との情報及び現状
認識の共有

国土強靱化

計画的な点検・診断
修繕・更新の履歴の集積・蓄積
公共施設等の安全性の確保
耐震化の推進

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成27年8月28日発出)

- ・ 平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努めること。

公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（平成28年10月1日現在）

平成28年10月1日現在、全都道府県・市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定予定。

平成28年度までには、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においても99.6%の団体において、公共施設等総合管理計画の策定が完了する予定。

区分		都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計		
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	
回答団体数		47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%	
策定予定有		47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%	
内 訳	策定済	32	68.1%	16	80.0%	505	29.3%	553	30.9%	
	未策定	15	31.9%	4	20.0%	1,216	70.7%	1,235	69.1%	
	予策 定 時 完 期 了	H28年度	15	31.9%	4	20.0%	1,209	70.2%	1,228	68.7%
		H29年度 以降	0	0.0%	0	0.0%	7	0.4%	7	0.4%
H28年度までに策定予定		47	100.0%	20	100.0%	1,714	99.6%	1,781	99.6%	
策定予定無		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない項がある。

公共施設等の適正管理の推進

背景・趣旨

公共施設等の老朽化対策が課題となる中で、財政負担の軽減・平準化に向けた集約化・複合化と併せて長寿命化等の推進が必要となっていること、コンパクトシティ形成に向けて省庁横断的な対応が求められていること、熊本地震の被害状況を踏まえ庁舎機能の確保等の必要性が高まっていること、歴史的低金利など地方債の市場環境等を踏まえ、公共施設等の適正管理の取組を積極的に推進。

概要

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の公共施設等最適化事業費について、長寿命化対策、コンパクトシティの推進(立地適正化)及び熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能の確保(市町村役場機能緊急保全)を追加するなど内容を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として計上。

平成28年度 公共施設等最適化事業費 (2,000億円)
(対象事業) 集約化・複合化事業、 転用事業、 除却事業



平成29年度 公共施設等適正管理推進事業費 (3,500億円)

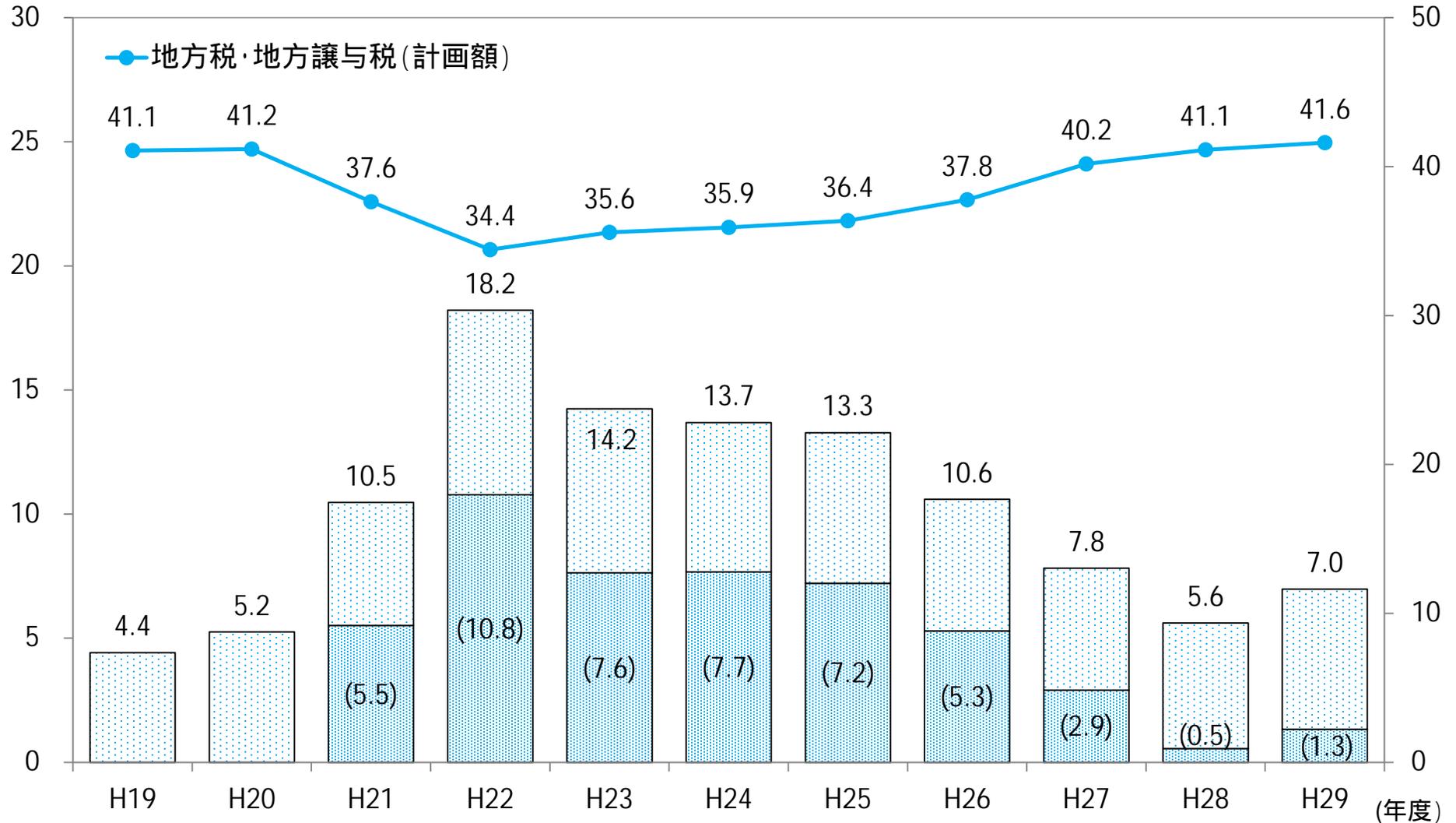
(対象事業)
集約化・複合化事業、 転用事業、 除却事業
長寿命化事業
【公共用建物】 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業
【社会基盤施設(道路・農業水利施設)】 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業
立地適正化事業 コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業
市町村役場機能緊急保全事業 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等
(事業期間) 平成29年度～平成33年度(5年間)
市町村役場機能緊急保全事業は緊急防災・減災事業の期間と合わせ、平成29年度～平成32年度(4年間)

このほか、公共施設等適正管理推進事業により増加が見込まれる公共施設等の維持補修・点検等に要する経費を300億円充実

地方の財源不足額と地方税収

(財源不足額 兆円)

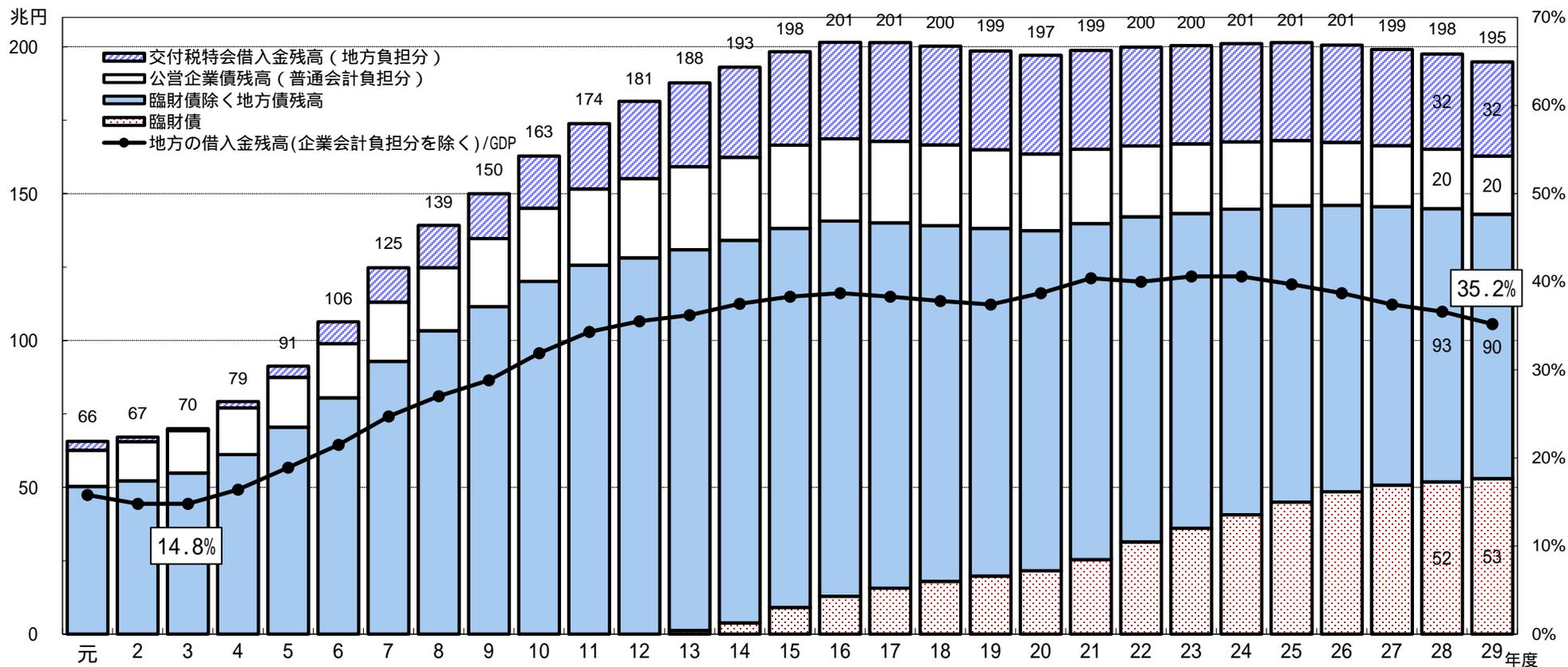
(地方税・地方譲与税 兆円)



()は折半対象財源不足額

地方財政の借入金残高の状況

地方財政は、29年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



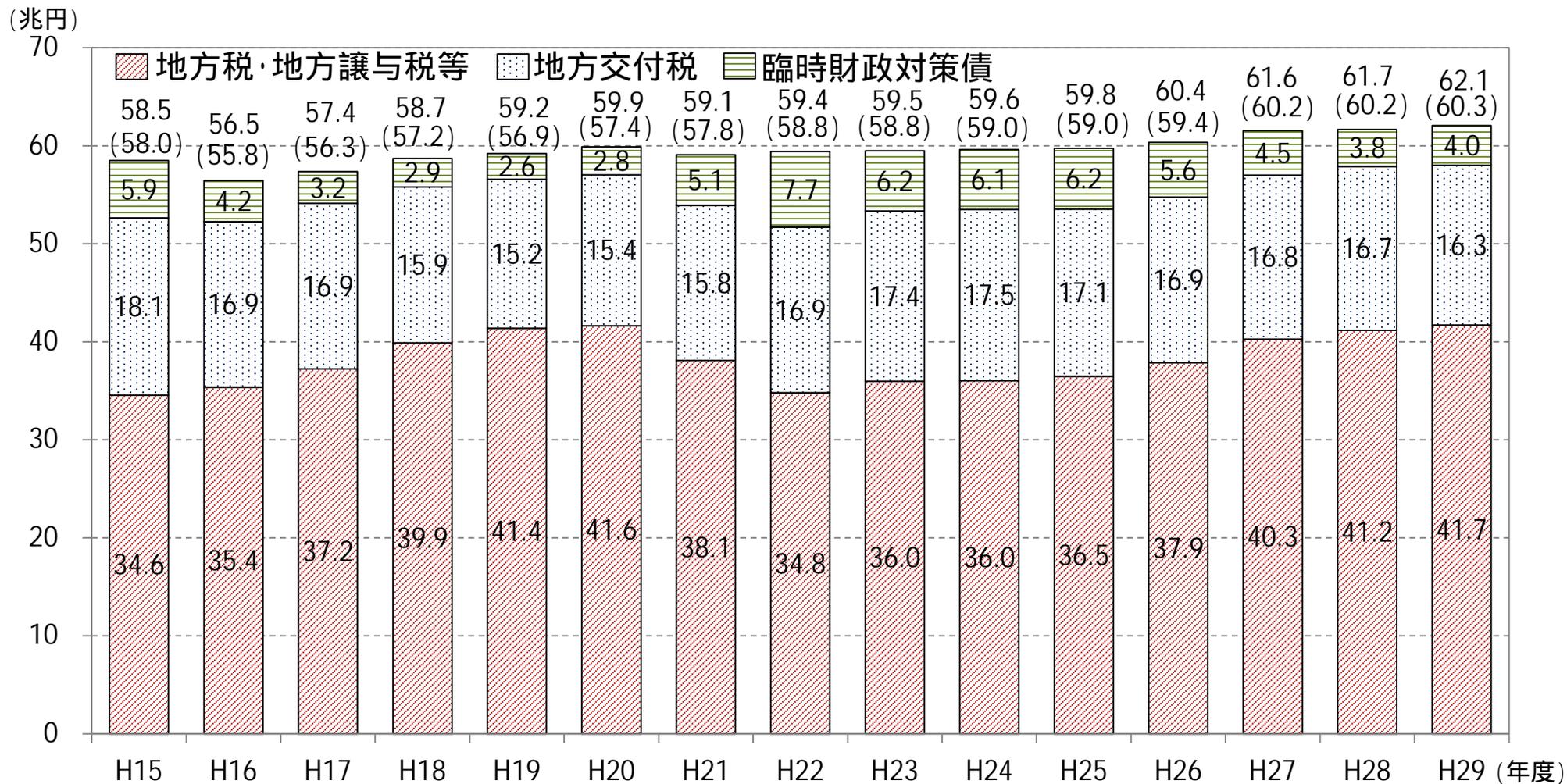
- 1 地方の借入金残高は、平成27年度までは決算ベース、平成28年度は実績見込み、平成29年度は年度末見込み。
- 2 GDPは、平成27年度までは実績値、平成28年度は実績見込み、平成29年度は政府見通しによる。
- 3 表示未満は四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23

地方一般財源総額



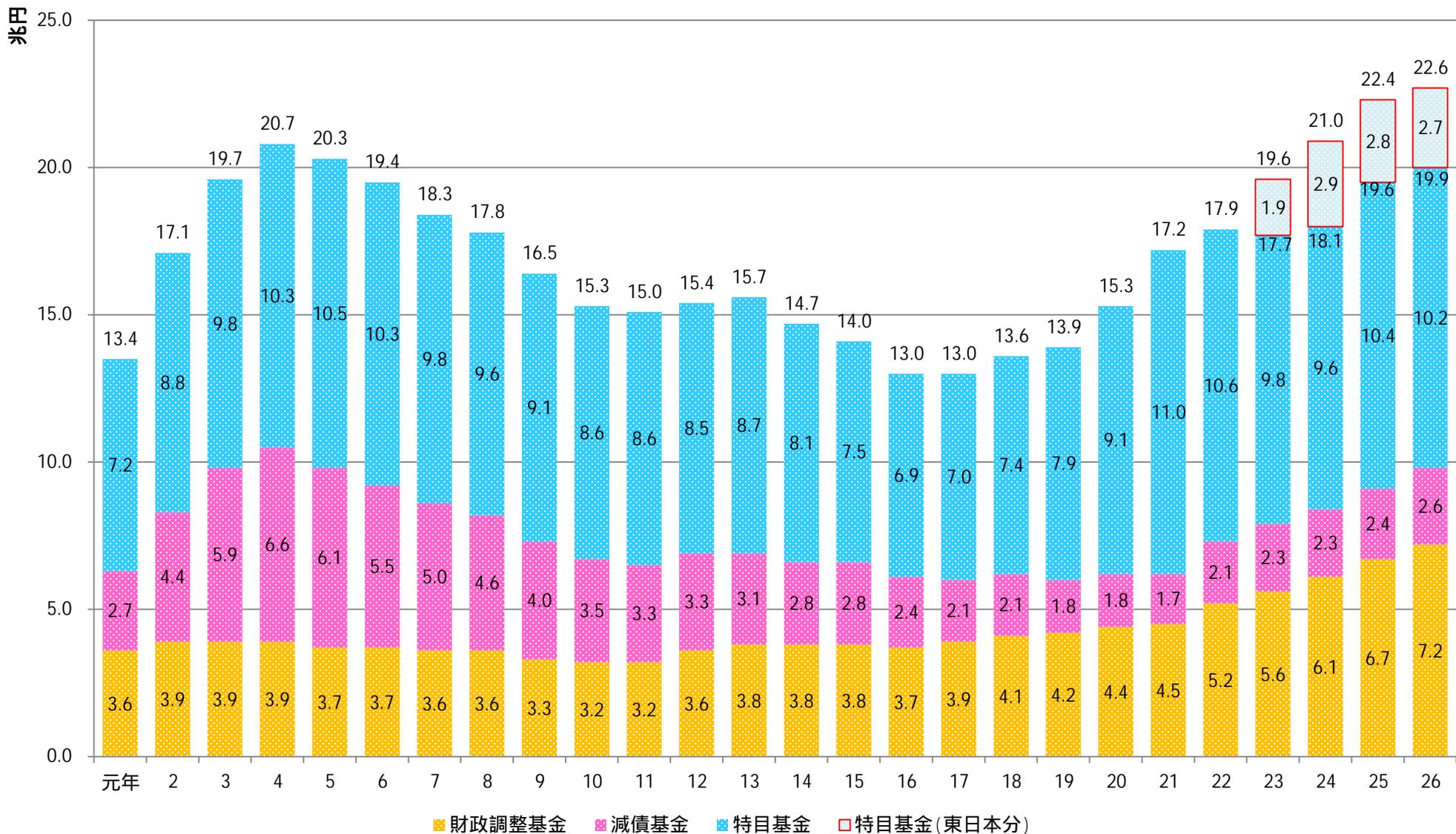
地方財政計画ベース

三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた

()書きの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース

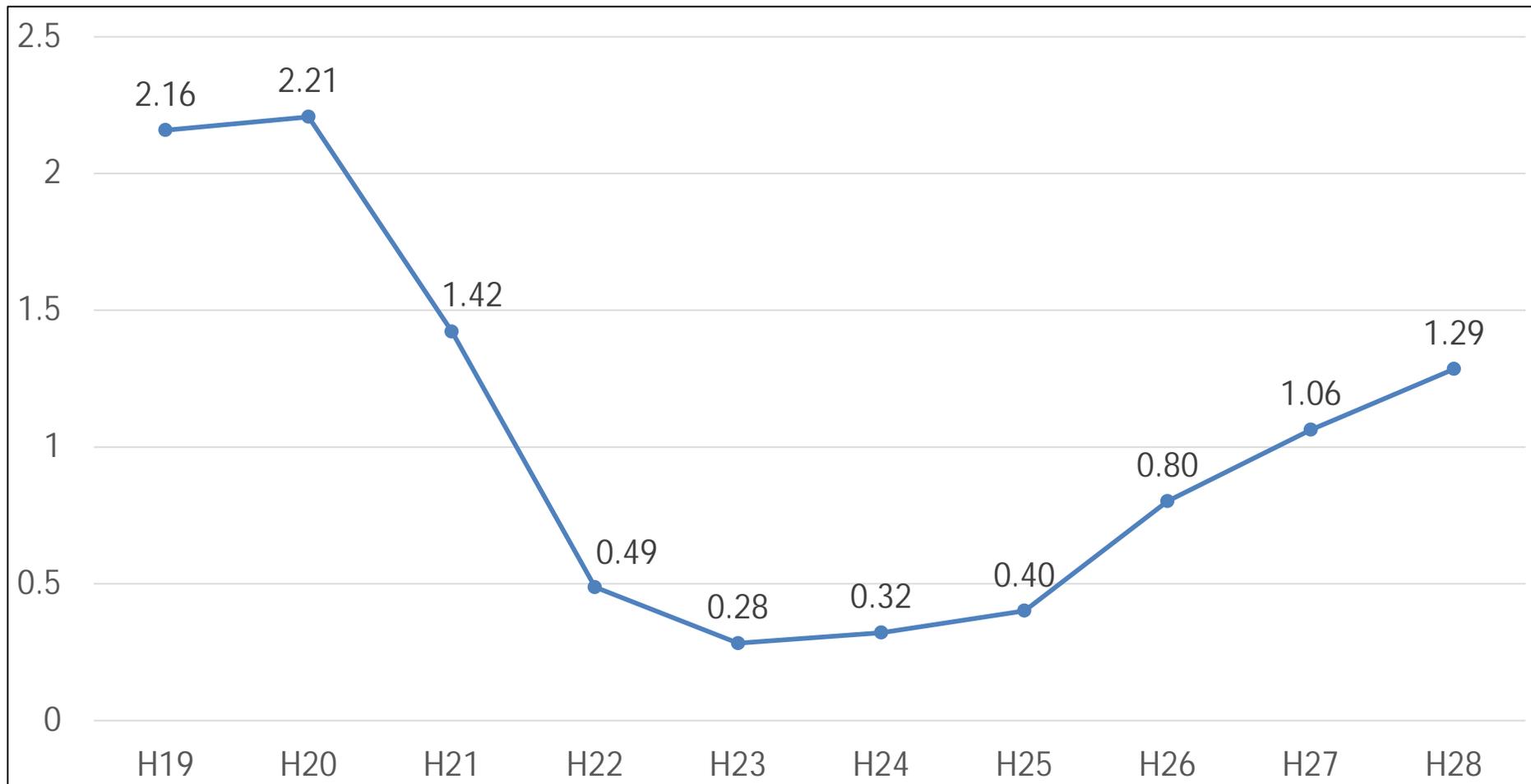
平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

積立金現在高の推移【全国計】



不交付団体における財源超過額の推移（H19～H28）

（単位：兆円）



- (注)
- ・ 財源超過額は、各不交付団体の基準財政収入額から基準財政需要額(臨時財政対策債振替後)を差し引いた額の合計額。
 - ・ 都道府県分及び市町村分の合計額。
 - ・ いずれの年度も当初算定ベースの数値。